

2019年度社会福祉施設災害防止労務管理講習会

社会福祉施設における 労働災害防止対策等について

青梅労働基準監督署



O	第13次労働災害防止計画・・・	2	O	「腰痛予防対策指針」のポイント・	26
•	労働災害発生状況等[全国]・・	3	O	法律による重量物取扱い等・・・	30
O	労働災害発生状況等[東京]・・	8	O	STOP!一酸化炭素中毒・・・	33
0	労働災害発生状況等[青梅]・・	10	O	安全衛生教育の実施等・・・	34
•	社会福祉施設における		O	厚労省 職場の安全サイト・・・	40
	労働災害防止の留意事項・・・	16	O	各種対策リーフレット案内・・・	42
0	働く人に安全で安心な 店舗·施設づくり推進運動・・・	18	0	改正労働安全衛生法・・・	44
O	職場の転倒災害を防ぎましょう		O	最近の法改正など・・・	46
	STOP転倒災害プロジェクト・・・	22	0	STOP!転倒災害見える化事例・・	48

第13次東京労働局労働災害防止計画 ~ Safe Work TOKYO ~ 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、"Safe Work TOKYO"の下、

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本。

本的考え方

○死亡災害: 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。

○**死傷災害**: 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022

年までに5%以上減少させる

(上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)

- ・建設業おける死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
- ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- 第三次産業

小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

- ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
 - ⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。
- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
 - ⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 〇 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
 - ⇒ "Safe Work TOKYO" を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

青梅署 第13次労働災害防止計画 目標値

青梅労働基準監督署

死傷災害(休業4日以上)【全産業】

2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
316人	311 人	305 人	300 人	295 人	290 人 以下

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷者数を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017 年と比較して 2022 年の死傷者数を 8 %以上減少させる ※ 達成できなかった 12 次防の目標を踏襲し 290 人以下を目標とした ※ 年千人率とは、一年間の労働者 1,000 人あたり に発生した死傷者数の割合のことです。

死傷災害(休業4日以上の死傷年千人率)【第三次産業】(平成27年国勢調査 就業状態等基本集計及び労働者死傷病報告による。)

20	017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
	1.67	1.65	1.63	1.62	1.60	1.59
	64 人)	(162 人)	(160 人)	(158 人)	(157 人)	(156 人)

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

年千人率 = 1年間の平均労働者数 1年間の平均労働者数

死亡災害

12次防期間中最少の0人を目標とする!

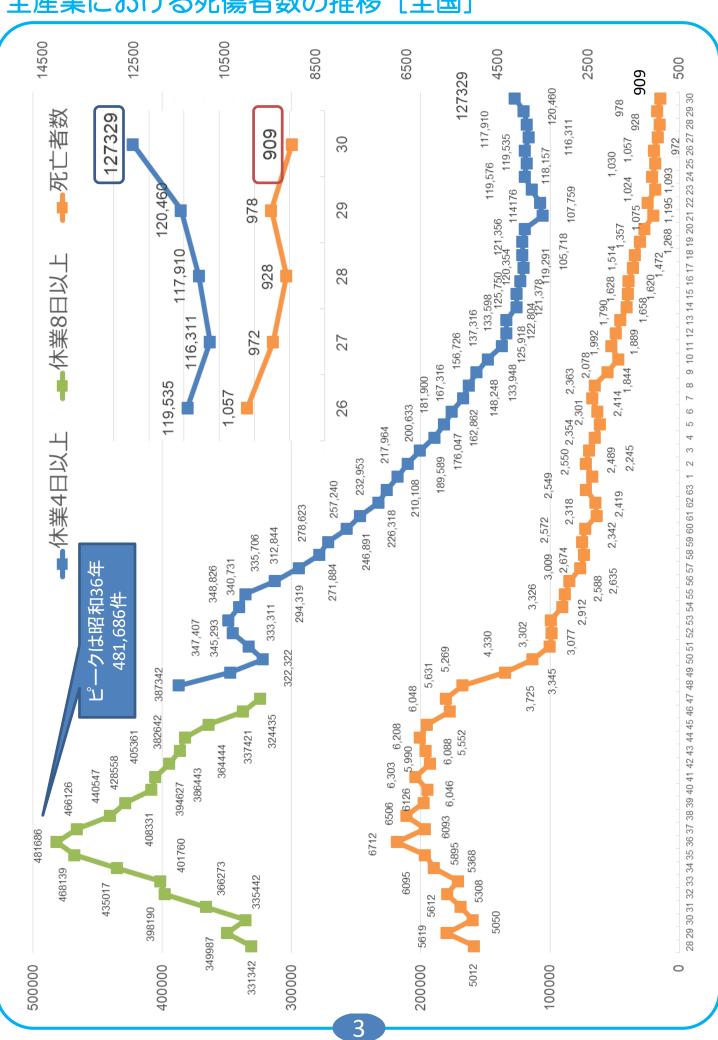
2017年1人 ⇒ 2022年0人

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる 東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる 青梅労働基準監督署目標 ⇒ 第12次労働災害防止計画期間中の最少0人を達成する

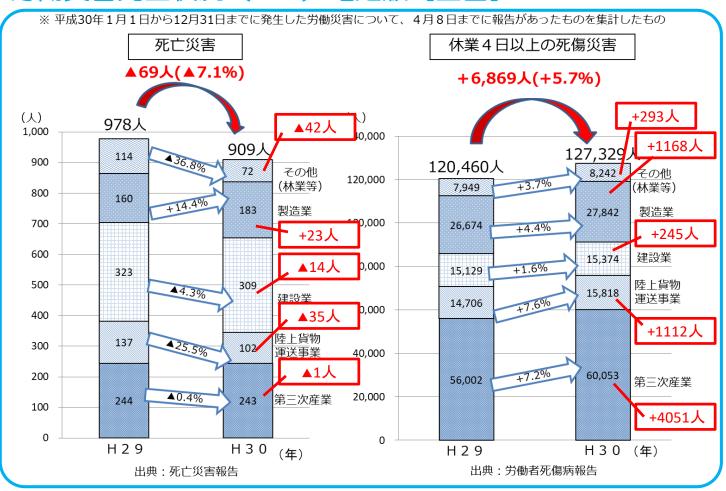


トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心

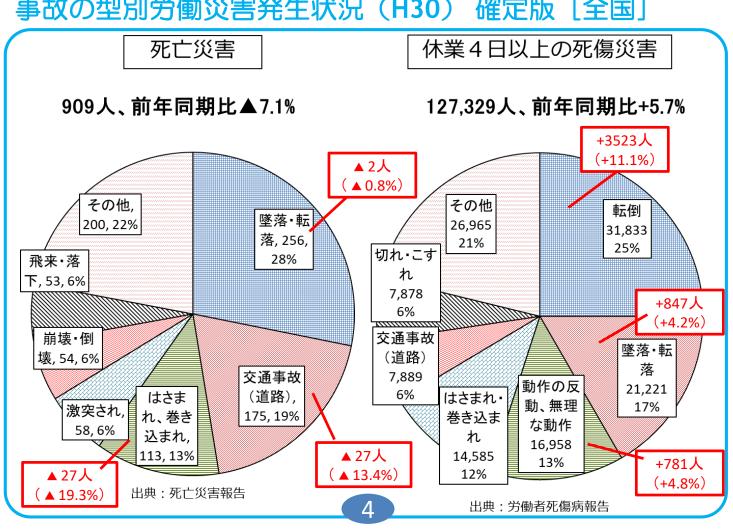
産業における死傷者数の推移 [全国]



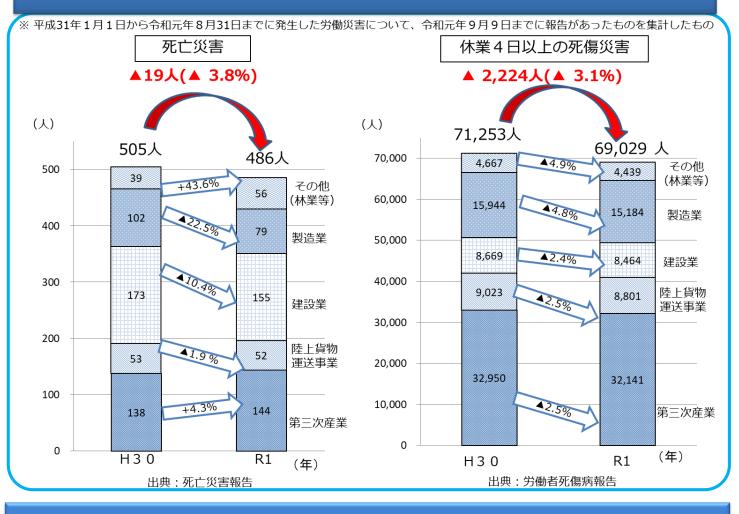
労働災害発生状況(H30)確定版 [全国]



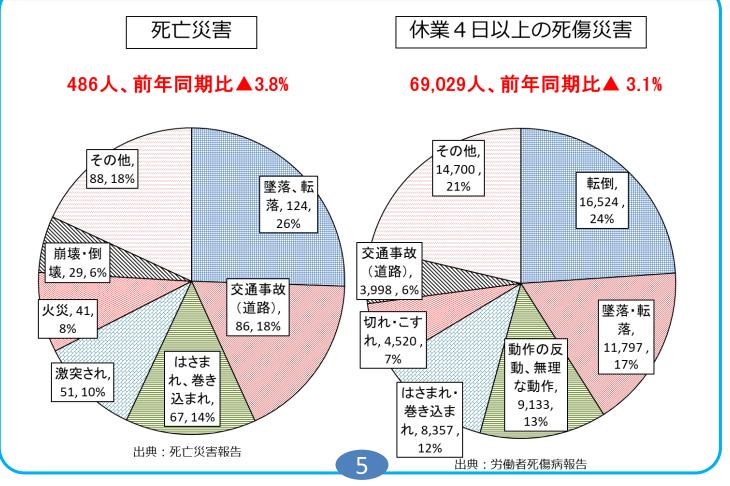
事故の型別労働災害発生状況(H30) 確定版 [全国]



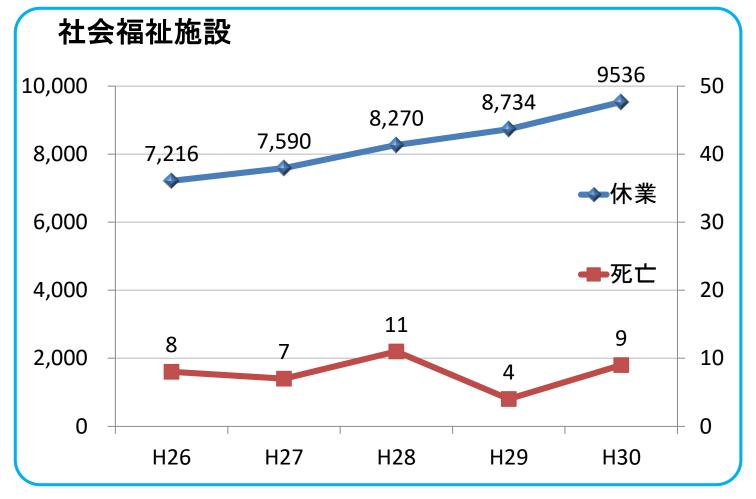
令和元年労働災害発生状況(9月速報値)



令和元年事故の型別労働災害発生状況 (9月速報値)



労働災害発生状況 (H26~H30) [全国]



事故の型別労働災害発生状況(H26~H30) [全国]

7 +	会福祉施設	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
九	女 悔似心改	7224	7597	8281	8738	9545
_	転倒	2260	2391	2686	2893	3322
 事 故	動作の反動等	2457	2576	2793	2983	3186
	墜落・転落	434	491 566		556	629
の型別	交通事故 (道路)	522	498	557	546	544
	激突	360	356	408	386	438

(社会福祉施設)

- ベッドから車いすへの移乗を介助していたところ、入所者がバランスを崩し転倒しそうになったため、これを支えようとして、肩を痛めた。【動作の反動・無理な動作】
- 動問介護において、入浴介助の後、浴室内を片付け、浴室から出たところ、足を滑ら せ転倒した。【転倒】

業種別、度数率、強度率、死傷年千人率 [全国]

全産業における度数率、強度率、死傷年千人率[全国]

____ 度数率

平成29年 全産業 1.66 →平成30年 1.83 強度率

平成29年 全産業 0.09 →平成29年 0.09 日 年千人率

平成29年 全産業 2.2 →平成30年 2.3

業種別死傷年千人率(休業4日以上) 平成29-30年

	全産業	商業	金融業	通信·郵 便業	教育研究 業	保健衛生	接客娯楽 業
平成29年	2.2	1.8	0.8	3.7	0.4	1.6	2.5
平成30年	2.3	2.0	0.7	3.8	0.4	1.7	2.5

年千人率 $\frac{1$ 年間の死傷者数 1,000 1年間の平均労働者数 1,000

度数率

労働災害による死傷者数 延実労働時間数 ×1,000,000

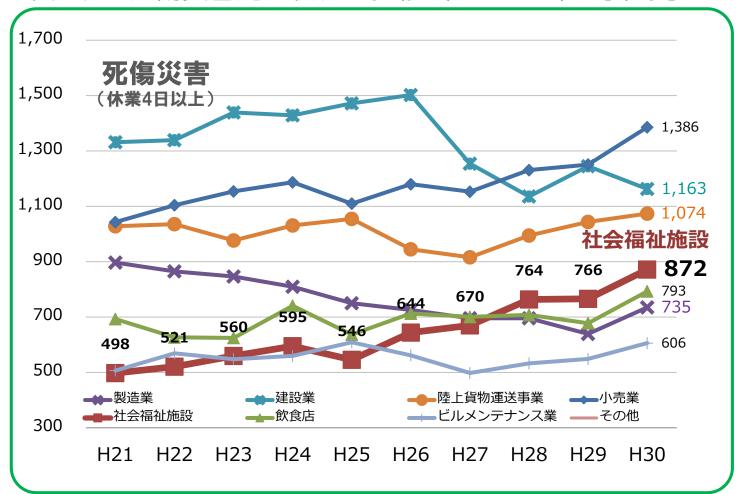
強度率 延労働損失日数 延実労働時間数 ×1,000

産業別災害率(度数率、強度率)[全国]

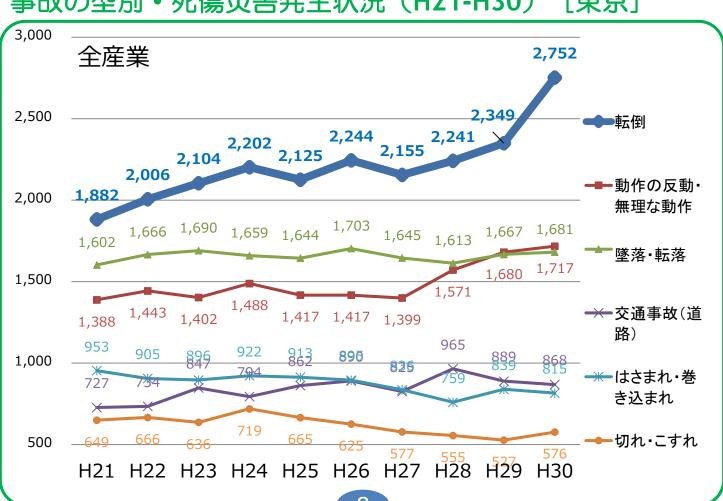
区分		29年 30年
業種	度数率	強度率
全産業	1.66	0.09
土 庄 未	1.83	0.09
」 児童福祉事業等	2.80	0.06
が里畑仙尹未守	3.99	0.08
老人福祉介護事業	3.19	0.07
七八個仙儿設尹未	3.52	0.09

7

業種別・死傷災害発生状況の推移(H21-H30) [東京]



事故の型別・死傷災害発生状況(H21-H30) [東京]



業種別・事故の型別死傷災害発生状況の推移 [東京]

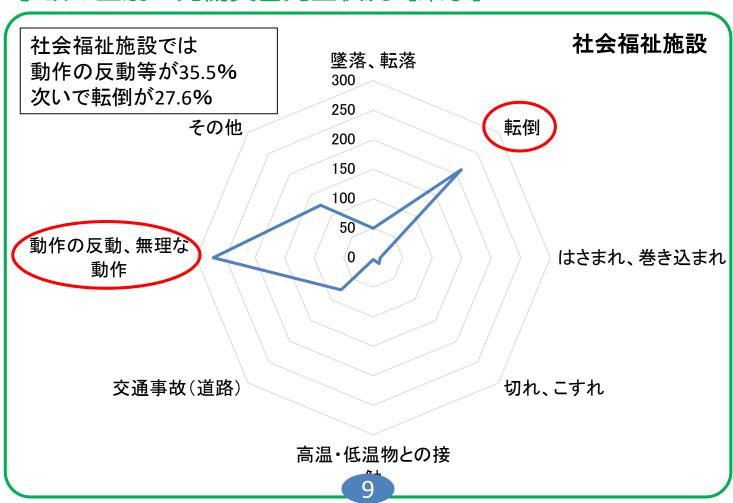
	第三次	産業全体	小豆	小売業		祉施設	飲飢	食店	ビルメンテナンス	
墜落、転落	803	13.7%	162	13.2%	50	6.5%	44	6.2%	121	22.7%
転倒	1761	30.1%	356	28.9%	211	27.6%	157	22.2%	241	45.2%
はさまれ、巻き込まれ	299	5.1%	64	5.2%	12	1.6%	22	3.1%	25	4.7%
切れ、こすれ	356	6.1%	104	8.4%	14	1.8%	1.8% 156	22.0%	12	2.3%
高温・低温物との接触	205	3.5%	31	2.5%	3	0.4%	143	20.2%	3	0.6%
交通事故(道路)	452	7.7%	107	8.7%	77	10.1%	24	3.4%	7	1.3%
動作の反動、無理な動作	1090	18.7%	221	18.0%	271	35.5%	70	9.9%	67	12.6%
その他	875	15.0%	186	15.1%	126	16.5%	92	13.0%	57	10.7%
合計	5841		1231		764		708		533	



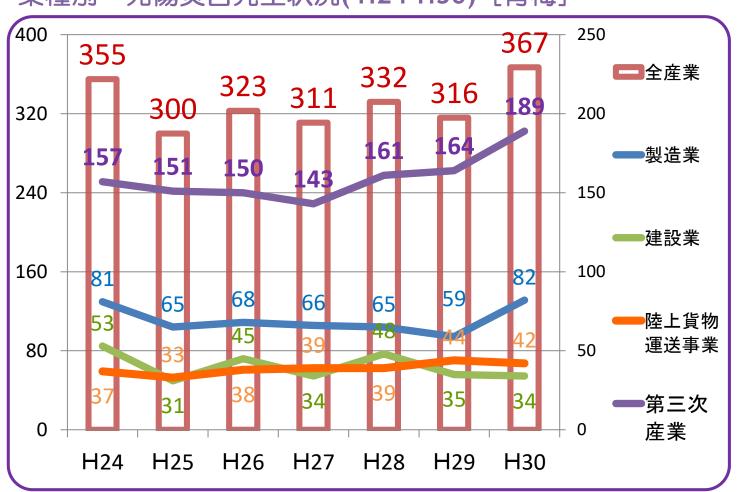
平成28年の第三次産業の事故の型 別死傷災害発生状況では、「転倒」 の割合が最も多く30.1%を占めてお り、次いで「動作の反動、無理な動 作」が18.7%となっています。

第12次東京労働局労働災害防止計画の重点業種である、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業の事故の型別の災害発生状況を見ると、業種ごとの災害の特徴点が判ります。

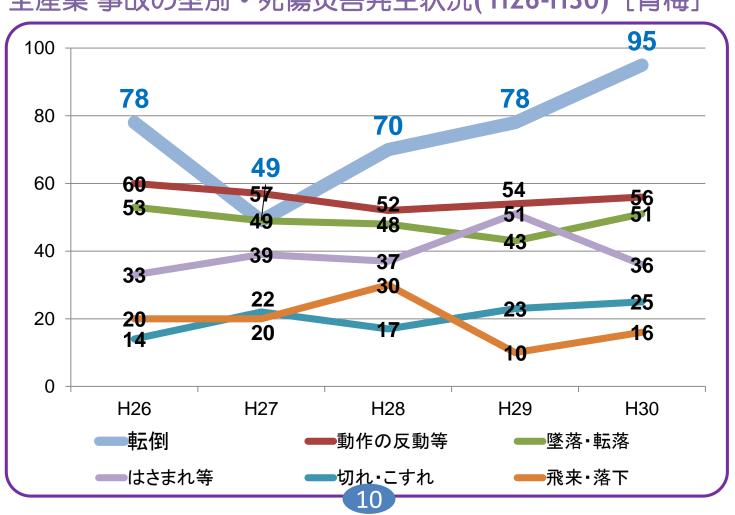
事故の型別・死傷災害発生状況 [東京]



業種別 • 死傷災害発生状況(H24-H30) [青梅]



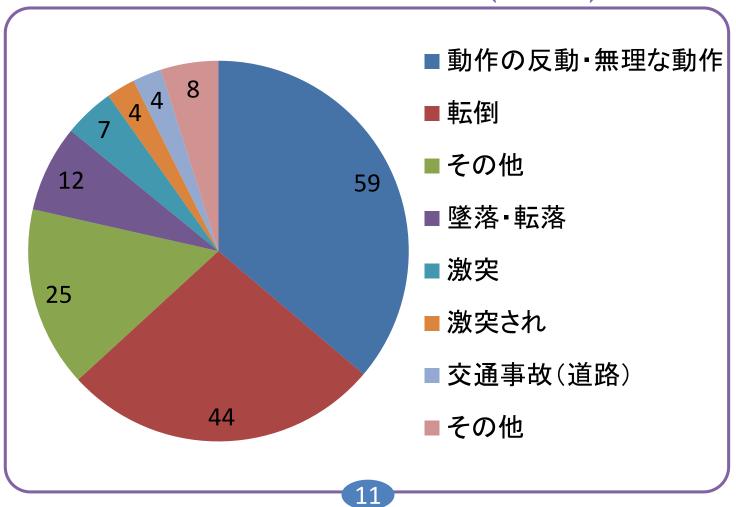
全産業事故の型別・死傷災害発生状況(H26-H30)[青梅]



社会福祉 事故の型別 死傷災害発生状況(H26-H30) [青梅]

→ +	人 行礼长凯	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成 30 年
1 1	会福祉施設	27	23	32	39	42
	動作の反動等	15	9	1 1	13	1 1
	転倒	5	4	1 1	12	12
	墜落・転落	1	3	3	2	3
	激突	2	1	1	1	2
事故	交通事故(道 路)	0	0	0	0	4
の	激突され	0	1	1	0	2
の型 別	飛来・落下	0	1	1	0	1
נינל	切れ・こすれ	0	1	0	1	0
	はさまれ等	0	0	0	2	0
	高温・低温の 物との接触	0	0	0	1	0
	その他	4	3	4	7	7

社会福祉 事故の型別 死傷災害発生状況(H26-30) [青梅]



全産	業	にま	け	る死	傷	者	数	((H:	30
1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 311 305 300 295 290	青梅署13次防(1年目)目標値	死傷(4日以上) 311 件以内 (前年比) (-1.58%)	死亡 () 件以内	達成率(死傷) 367件/311件 超過 (確定値) (18%) 超過	<u>-</u>	(備定値) (100%) 全国 東京 ()肉	2018 127,329 (909) 10,486 (63) は死亡 2017 120,460 (977) 9,837 (66) 毒数	5.7 -7.0 6.6	青梅労働基準監督署	トの 布 トの 布
決況 青梅署13次防目標値→	死亡 災害発生状況(確定値)	当 十 1	–	前年同期 1 #	增減率(%) 0.0 %	6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 (23) 185 (29) 214 (30) 244 (37) 281 (37) 318 (25) 343 (24) 367	(23) 169 (34) 203 (22) 225 (18) 243 (34) 277 (24) 301 (15) 316 153 179 204 230 255 281 311	<mark>ノンジ</mark> は目標値超、 末 は前年確定値超、青は目標値以下↑	平成30年 死傷災害発生状況 (確定値)	* 一
平成30年青梅署管内労働災害発生状況	死傷 災害発生状況(確定値)	は、このの、大田は		前年同期 316 #	增減率(%) 16.1 %	月別目標及び実績 1月 2月 3月 4月 5月 6月 6月 (1年目)実績(月別速報値)→ 42 (30)72 (32)104 (29)133 (29)162 (23)185	前年実績(月別確定値)→ 35 (24)59 (29)88 (34)122 (24)146 署13次防(1年目)目標値(月別)→ 26 51 77 102 128]←	その1署別・業種別	**************************************

_							
	暑	367	316	16.1	100.0%	100.0%	
	その他 (一次産 業)	10	10	0.0	2.7%	3.2%	
	新 * 無	2		25.0	1.4%	.3%	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		7	-100.0	0.0%	.3%	
	その の三次 産業	35	30	16.7	9.5%	1.5%	災害。
	* メ * イ * * * * * * * * * * * * * * * * * *	5		400.0	1.4%	0.3%	よる死亡及び休業4日以上の災:
	清掃と	23	12	91.7	6.3%	3.8%	(休業4
	※ 飲食店	23	15	53.3	6.3%	4.7%	死亡及ひ
	接客 業 業	31	22	40.9	8.4%	%0'.	告による
	社会福祉施設	42	39	7.7	11.4%	12.3%	死傷病報告に
	保健衛生業	21	49	16.3	15.5%	15.5%	働者
	* 小売業	35	47	-31.9	8.7%	14.9%	(注2) データは労
	蒸業	44	51	-13.7	0.8% 12.0%	16.1%	(注2)
	貨物取扱業	8	2	20.0	0.8%	%9:0	
	道	39	42	-7.1	10.6%	13.3%	
	運動 海 業	48	46	4.3	. 1% 13. 1%	14.6%	
	その他 の建設 業	7	3	33.3	1	%6'0	
	大 圉 工 職 職 職 職 職 職 職 職 職 職 職 職	7	3	133.3	1.9%	%6.0	(確定値]
	* 数 * * * * * * * * * * * * *	24	15	0.09	6.5%	4.7%	ド日現在 (確定値
	+ 大 庫 工 業	9	17	-64.7	1.6%	5.4%	上段は本年4月末日現在 下段は前年同期(確定値
	建設業	34	35	-2.9	9.3%	11.1%) 上段は7 下段は i
	機部無	82	59	39.0	22.3%	18.7%	(1)
		₩ 花	ŧ.	増減率(%)	全業種中の割合	I I	
1	2 =				4	1	

	庇 <u>稥</u> 푘	柵	1	-	-	
1	労働基準監督	そ (((((((((((((((((((_	
	青梅労	w 二 二 二 二 二			_	
		4 素 *			_	
		そのも の三分 離業			_	
		* デンメ***********************************			_	
		清掃と			_	
\Box		* 飲食店			_	
定値		接 容 樂 業			-	
開		社会福祉施設			-	
k 況		保健衛生業			_	
発生状況		* * * *		_	-	
刪		陌業			1	
死亡災		貨 数 業 業			_	
枡		道物*路運業。 過送		1	-	
平成31		(水 編) (水 (水 (水)	1		-	
厅		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			-	
		大屋			_	(確定値 ^{頁)}
		* 楽串			_	末日現在 別(確定値)
		* K #			-	4月 同
	別	建設業			-	上段は本年, 下段は前年
	業種別	機 治 業			-	(世)
	その1 署別		#	#	全業種中の割合	
	その		Щ	uL.	全業種	

全産業における死傷者数(H30) [青梅署]

平成30年 事故の型別・死傷災害発生状況 (確定値)

配数	抽	51	43	18.6	95	78	21.8	36	51	-29. 4	25	23	8.7	16	4	14.3	56	54	3.7	88	53
動基準監	その他 (一次離 (米)	2	2 4	0.0	1		100.0	-	2	-20.0	3	4	-25.0		,_	1		3	1	3	2
青梅労働基準	新 * 編 **			ı	4	2	100.0		,,	1		,	-		_	-100.0			1	1	1
,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1		2	-100.0			-			-		_	-100.0			-		1
	その他の三次産業	5	-	400.0	6	12	-25.0	3	1	200.0	1	1	0.0	3	9	-50.0	9	9	0.0	8	3
	* デッス **********************************		-	-100.0	2		200.0	1		100.0			-			-	2		200.0		
	連 継	2	4	-50.0	5	2	150.0	2	3	-33.3		1	-100.0	1		100.0	4	1	300.0	6	1
)))))))	3		300.0	9	9	0.0			_	L		700.0			-	1	4	-75.0	9	5
	接 業 業	5		500.0	8	œ	0.0			_	8		800.0			-	2	7	-71. 4	8	7
	社 社 施 設	အ	2	50.0	12	12	0 .0		2	-100.0		1	-100.0	4		400.0	-	13	-15.4	12	6
	保健業	4	3	33.3	21	15	40.0	_	3	-66.7		1	-100.0	7		400.0	14	15	-6.7	13	12
	* _* -**	က	9	-50.0	9	17	-64. 7	2	5	-60.0	3	4	-25.0	သ	-	200.0	9	6	-33.3	6	5
	超	5	9	-16.7	7	18	-61.1	3	7	-57.1	7	4	0.0	င	_	200.0	11	10	10.0	11	5
	貨物数業業			1	1	2	-50.0			-			1			-	2		200.0		
	海黎 光路運業 消光	=	14	-21.4	11	10	10.0		3	-100.0	1		100.0	2	_	100.0	4	5	-20.0	10	6
·	型 響 関 炎 業	11	14	-21.4	13	10	30.0		3	-100.0	1		100.0	4	3	33.3	7	9	16.7	12	10
	・ ・ の 単 業 の 説	က		300.0			1	_	3	7 -99-			1			1			ı		
	大 造 建 家 築 業		2	-50.0	2		200.0	_	1	0.0	1		100.0			-	1		100.0	1	
	* 競 #	5	9	-16.7	8	2	300.0	3	2	20.0	1	3	-66.7			-	1		100.0	9	2
	* K H H		က	-66.7	_		100.0	_	2	-50.0		3	-100.0		3	-100.0		2	-100.0	3	4
	建設業	6	6	0.0	6	2	350.0	2	7	-28.6	1	9	-83.3		3	-100.0	-	2	-50.0	6	9
故の型別	製油	8	4	100.0	21	6	133.3	21	25	-16.0	<u></u>	9	16.7	1	_	0.0	6	7	28.6	15	7
業種別・事故の型別			光 4 ・ 	增減率(%)	市 公司	[±Γ.ΔΨ	增減率(%)	はさまれ・	巻き込まれ	增減率(%)	ナ マ マ	6	增減率(%)	交通事故	(類膜)	増減率(%)	動作の反動	無理な動作	增減率(%)	는 들러 ISLAN	十二次

> 動作の反動 無理な動作

上記以外

巻き込まれ

■はさまれ・

●切れこすれ

交通事故

36 25 36

(道路)

(注1) 上記表の上段は本年4月末日現在(確定値)下段は前年同期(確定値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(確定値) 「2017」は前年同期(確定値)

下記グラフの項目の「2018」は本年4月末日現在、

■墜落•転落

■転倒

全産業における死傷者数(R1) [青梅署]

現在	汉品	発生	状況(災害発生状況(9月30日現在	0日瑪	3在)		死	死亡	災害	災害発生状況(9月30日現在	认 況 (9	月301	日現名	E)		青梅	署13次	青梅署13次防(2年目)目標値	目(目:	標値
]++	•	7			#		現	ED 九]++)			件		死傷(4日以 (前年比) 死亡	死傷(4日以上) (前年比) 死亡	305 (-16.89%		件以内件以内件以内
前年同期	開		2	232		件	•	前	前年同期	開					件	9月度	達成率(死傷) (速報値)	_	217件/230 (-5.7%)	/230件7%)	目標內
	増減。	増減率(%) 抽 ひっぴ 中 徳	L		%			adamanananananananananananananananananan		増減率(%)	(%)			- C	%		達成率(死亡 (速報値)	乾率(死亡) (速報値)	04/0年(00)	* (3	目標内
月別目標及ひ実 (2年目)実績(月別速報値) 前年実績(月別確定値) 署13次防(2年目)目標値(月別)	月別日標及ひ実績 F目)実績(月別速報値)→ 前年実績(月別確定値)→ 5(2年目)目標値(月別)→	及 CV 無	←	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7 7 7 102 128 26 51 7 102	3月 (31)95 (32)104 77 北当該月の	4月 (15)110 (29)133 102	5月 (23)133 (29)162 128 共累計、才L	(0) = (3)	7月 (22) 187 (29) 214 179 標値超、 5	8月 (15) 202 (30) 244 204 赤は前年	月 7月 8月 9月 10月 11月 2016 (22)187 (15)202 (15)217 (15)217 3)186 (29)214 (30)244 (37)281 (37)318 (25)34 153 179 204 230 255 28 ジは目標値起、赤は前年確定値超、青は目標値以下	10月 (37)318 255 	11 月 (25) 343 281 直以下↑	12月 (24)367 305		2019 2018 増減率	79, 9 81, 4	全国 91 (549) 52 (577) 3 -4.9	東京 6,436 6,435 0.0	京 (35) (33) (6.1	()内 は死亡 者数
その1 署別・業種別	重別		令和元年	元年	死傷災	銏	発生	状況	(令)	和元	和元 (2019)))年9	月末	Ш	現在)				青梅労働	働基準見	監督署
製造業	* 建設業 	* K #	* 紫 = 日 * *	木屋工资建事家築業	* B (の) (型) (型) (型) (型)	運 通 業	海路 紫溪 湖	貨物取扱業	超	小 * *	保健衛 生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲 飲食店	清掃と 畜業	ボ ボ ボ 米 米	その他 の三次 産業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	w * 電 * 無	その他 (鉱業、 農林業、	全産業
東京 431			529	63	27	71	009	96	33	863	187	31	610		598	423	663	20	07	42	6436
455	1.52	8 0	202	14 5	13 4	-10 1	-	20 0	0.0	3.2	11 3	46/	070 -2 4	495 -4 0	515 16 6	303 15 9	0/01	-25.3	69 6	55 27 3	0433
_	-		-	2	2	33	29	က	28	19	34	27			13	3	27		9	8	217
∃ (#‡ 57	21	4	15	9				2	_	26	36	25	16	14	13	-	16		9	6	232
墙演略(%) -36.8		100.0	-20.0	Ŧ		6.5	7.4	50.0	-17.6	1	_	8.0		-50.	0.0	200.0	8.89	-	0.	33.3	-6.5
全業種中の割合 会業種中の割合		3.7%	5.5%	%6 .0	%6 .0	2%	4%	. 4%	12.9%	8.8%	15.7%	4%	%0 ·9		6. 0%	1. 4%	12. 4%	. 0%	. 8%	. 7%	100.0%
(注1)	1) 上段は7 下段は7	9.1% 1.7% 0.0% 上段は本年9月末日現在 下段は前年同期(速報値	0.3% 	z.o% (速報値)	% 6.6.0		%0. 	% 6. 6.	(注2)	データは	13.3% 10.3% 9 は労働者死傷病報	10.8% 死傷病報(6.9% 告による	o.s. ₇₇ o.c. ₇₈ o.s. ₇₉ o.s. ₇₈ 告による死亡及び休業4日以上の災害	5.0% が休業 4	D.4% 日以上の	6.5% 需 %		%0:0 %0:0	7:0% 7:0%	% 0.001
その1 署別・業種別	重別		令和元年	元年	死亡	死亡災害発生	発生	状況	(小 (小	和元	(2019)	9)年9	月末	Ш	現在)				青梅労働基準監督署	動 基準	7.1 英 邮
	業 建設業 業	* K #	* 紫 豊	木屋工浴連事家築業	その * の 単業 も 認	運 画 業	海 ※ 路運業 漁送	貨物取扱業	極業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	宋 任業	社会推推的影響	接客娯楽業	飲 食 店	清掃と 略業	* デンメ * デジ	その他 の三次 産業	· * 電 * 電	》 * 華 * *	ルの名 (無禁 (無無・ (無難・	盂
東京 2(0)	0) 11(0)	-	(0)6	2(0)	2(0)	4(0)	2(0)		4(0)	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	3(0)	2(0)	8(0)		3(0)	1(0)	35(0)
4	10(0)	3(0)	7(0)	=				2(0)		2(0)		1(0)			7(0)	7(0)	2(0)		1(0)	_	33(0)
-	1		- - - - - - - - - -		1	-	1	-	-		I	-			1	1	ı	1	I	I	1

全産業における死傷者数(H30) [青梅署]

	監督署	比	. V
	働基準	その他 (一次産 業)	G
	青梅労	神 * 電 * 業	
		金 器 *	
現在)	_	そのの三年後次業	-
未日退		デ * デ * * **	G
		清 報 業	C
元 (2019) 年9月		* 飲食店	-
(201		接客線業業	G
栕		社会福祉施設	G
⊕		保健業	ľ
状況		六 * 完 **	G
発生		極無	L
※ 害	•	貨物取扱業	
死傷	•	海路 米運 送 送	1.0
沼		連 續 次 業	11
数 8		* Oの * 会 * 説 * 説	G
事故		大 型 型 線 線 線 業	G
元年		* 鉄串	7
4		* K th	-
		建設業	C
	(の型別	製造業	-
	li 事故		
	業種別		

	業に	. đ	<u>J,</u>	ワ	6	<u>ک</u>	<u> 카</u>	5信	易	Ē	33	钗	(<u> </u>	13	3())		l	. F	3	M
	福	41	30	36.7	47	09	-21.7	23	21	9. 5	13	17	-23. 5	œ	13	-38. 5	37	27	37.0	48	64	
	その他 (一次確 業)	က		50.0	-		0.0			_	2		100.0			_			-	7		
	* 無 * 無		2	1	2	_	200.0			-		_	1			1	-		100.0	3	2	
Ī	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1			- 2			1			1			_			- 1			
L	その他の三次産業	-		-50.0	8		0.0	2		0.0	-		0.			-100.0	4		3.3	8		Ti-
	* ボボン を * * * * * * * * * * * * * * * * * *	7	2	- 0		2	30°.0 300°.		_	- 400.		-	- 0		က	1	1	3	0.0		4	± » ⊖ ¬
Ĺ	権権と乗り	2		100.0 200.	2	-). 0 -100.			_	-		0.0			-100.0	ဗ		300.0 100.	2		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	世	-	-	0	-	4	. 0 -50.						0.00 100.0	သ	-	0	1		0 300	-	1	番刊が立-
	業 (((((((((((((((((((2	-	0 0.	က	4	0 –75.	-		0		4	. 0 -100. 0	ဗ		0 300.	_	1	0 0.	3	4	十型21
1	福 接客娯 票業	က	-	0 100.	4	2	0 -40.	-		0 100.		വ	-100.0	-		7 300.	6	1	0 0.0	6	4	-11年
Į	社 社 会 祐	4	2	0 50.	9	∞	0 -50.	_		100.			1	-	က	.99- 7	0	4	125.	2	8	力计光解步形值序指生
1	保健衛士	က	2	100. (12	-60. (_	0.0	2		1	_	က	-66	4 1	9	66.7	2 1	6	重正士
	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	က	0.0	8	9	16.7		_	-100.0	2	က	-33.3		က	-66.7	9	3	33.3	2	7	[] T
	恆業	-	4	25.0	ω	7	14.3	•		0.0	7	4	-50.0	•	က	-66. 7)	7	-14. 3	3	8	(c) :
	貨物取扱業			-	1	_	0.0	1		100.0			1			-	1	1	0.0			1
	道物 * 路運業 띐送	13	6	44.4	9	9	0 '0	7		200.0		-	-100.0	ļ	1	0 '0	7	1	300.0	8	6	1、半批体
	運動 運業 茶	14	6	92.9	9	9	0.0	သ		300.0		_	-100.0	-	3	-66.7	5	2	150.0	7	10	- 指任回苗
	* S を の 無 業 認 は	2	_	100.0			1		_	-100.0			-			-			-			十段 计特件
	大 屋 開 職 業 業	2	_	100.0		_	-100.0		_	-100.0		_	-100.0			-		1	-100.0		1	(半報件)
	*	9	2	200.0	-	4	-75.0		2	-100.0	2	_	100.0			1	-	_	0.0	7	5	十二日十
	* ド * ド 	-		0.0	လ	,	300.0	2		100.0	-		100.0	-		100.0			-		2	
L	建設業	6		125.0	4	_	0.0	2		-50.0	က		200.0	1		100.0	1		0.0	7		A L FR + + 在 D E
	製造業	-	5 4	-80.0	8	15 4	-46.7	6	14 4	-35.7	4		0.0	_		100.0	9	6 1	0.0	7	13 7	少事時つ
		計 整		増減率(%)	T T T T T T T T T T		増減率(%)	はさまれ・		増減率(%)	古 1 1 4	10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4 10 4	増減率(%)	交通事故	(道路)	7 増減率(%)	動作の反動	無理な動作 6	增減率(%)	그 생 (기 본 시		· 九

(注1) 上記表の上段は本年9月末日現在(速報値)下段は前年同期(速報値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。 「2018」は前年同期(速報値) (速報値) 下記グラフの項目の「2019」は本年9月末日現在、 ×

■ 墜落·転落

■転倒

28

9

20 40 30 20 10

2



動作の反動

無理な動作

上記以外

2018

2017

0

巻き込まれ

■はさまれ・

\$4 37

●切れこすれ

交通事故

23 13

82 47 8

(頭殿)

東京 青梅労働基準監督署長

社会福祉施設における労働災害防止の留意事項

平成30年の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、3年連続増加という憂慮すべき状況にあります。

第13次労働災害防止計画では、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させることを目標としていますが、初年度である今年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

また、当署管内では、昨年は一昨年に比べ、死亡者は同水準であったものの、休業4日以上の労働災害は大幅に増加という憂慮すべき状況にあります。

死傷者については、全産業の休業4日以上の労働災害367人のうち、**5割以上が小売業 や飲食店、社会福祉施設等の第三次産業に従事する方々**でした。労働災害全体に占める 第三次産業の割合は年々増加し続けています。業種ごとの差はあるものの、第三次産業 においては、転倒、腰痛・捻挫の割合が高くなっています。

労働災害の増加には、様々な背景があるものと考えられます。経済の活性化、経験豊富な現場管理者や技能労働者をはじめとする人手不足などもその一因と考えられます。

しかしながら、昨年に発生した死亡災害をはじめとする重篤な労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていない**ことによるものが多数見られ、**安全衛生管理体制がおろそかになっている**状況が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を発生させないためには、経営 トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

つきましては、下記事項にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少 に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

記

- 1 業種別の労働災害防止対策等について
 - 社会福祉施設における留意事項

「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。

厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・ 施設づくり推進運動」特設サイトに、労働災害防止の企業の好事例を紹介しているの で、参考にすること。

社会福祉施設における労働災害防止の留意事項

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止の留意点。

ア 冬季 (積雪や凍結による転倒災害が多い時期) での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、特に積雪の多い都道 府県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とと もに、転びにくい歩き方の励行などを教育する等、転倒防止対策等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒災害を防止するため、転倒危険場所、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション100~生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて~」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用し教育すること。

(2)腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高く、また、40歳以上の労働者においては休業見込みが6か月以上の重篤な災害が多発している。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 一酸化炭素による労働災害の防止について

一酸化炭素による、休業4日以上の被災労働者数は毎年30名以上で推移するなど、減少の傾向がみられないところである。平成23年7月22日付け基安化発0722第2号「一酸化炭素による労働災害の防止について」に基づき、ガス機器等における換気の必要性についての教育を徹底するなど、必要な一酸化炭素中毒の防止対策を実施すること。

(4)交通労働災害対策

交通事故(道路)の平成30年(全国)の休業4日以上の死傷者数は、7,889人であり、前年比で4件増加している。

交通労働災害防止対策として、「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」(平成30年6月1日改正)に基づく措置を徹底すること。

働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

~ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ~

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・ 施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリスト I・II」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して、**店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。

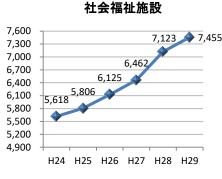


- ●全社的な労働災害発生状況の把握・分析
- ●安全衛生方針の表明
- ●作業マニュアルの作成
- ●店舗・施設の安全衛生活動の推進
- ●店舗・施設への安全衛生担当者の配置確認 など
- ◆4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動
- K Y (危険予知)活動
- ●危険の「見える化」
- ●従業員への安全衛生教育

など

増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害







※休業4日以上の死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小	売業、社会福祉施設、	飲食店で多い労働	災害
転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、 両手で荷物を抱えている ときなどに、放置された 荷物や台車につまずく」 「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で 持ち上げたり、移動させた りするとき、介護で利用者 を持ち上げるときなどに、 ぎっくり腰になる、筋を 痛める、くじく」 など	「脚立や、はしごなどの 上でバランスを崩す」 「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、 「刃物で手を切った」、 「交通事故にあった」、 「通路でぶつかった」 など

チェックリスト 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので(衛生管理者の選任等)、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

<u> </u>	アと、南土自在自の医に守が、この場合は特に逐じがに失肥する必要がありよう	′ 0
	チェック項目	✓
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子 の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した 作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	
4	次の①~⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、 店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の 支援を行っていますか。	_
	① 4 S (整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の 小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスパース ・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	
	② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	
	③ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上	
	④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	
	⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	
	⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	
	⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発	
	⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の 導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	
	⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	
	⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行	
	⑪ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	
5	店舗・施設における安全衛生担当者(衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等) の配置状況を確認していますか。	
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生 活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。 (店舗・施設の監査 チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります)	
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	
9	リスクアセスメント(職場の危険·有害要因を特定し、リスクの大きさを評価する こと)を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	5 🗆
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を 行っていますか。	
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。 19	

チェックリスト 🗓

店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてくださ

_\IT	不同の ためた 文工 間上 心動 と 久地 り めんり 、 心間	, , ,
() _°	チェック項目	V
1	4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の 小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・ 通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	
3	KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、 使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行って いますか。	
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示 や従業員への小冊子の配布などにより周知しま

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、 作業のしやすさ、作業の効率化も期待できま す。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を 忘れないようにしましょう。

◆ 荷物やゴミなど、 物が散らかって いる職場や、水 や油で床が滑り やすい職場は、 災害の危険が 高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日 掲示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の 礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を 以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働 災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方 針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備 責任の所在の服確化を図る
- 織体制の整備、責任の所在の明確化を図る ② 労使のコミュニケーションにより、職場の 実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全 衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実 施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を 投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 代表者 株式会社●●スーパーマーケット 代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ K Y とは「危険(K)・予知(Y)」のことです。 K Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業 では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って 「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、 作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして 行動を確認します。
- ◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全 ではない行動を招き、災害の原因となります。



業務開始前 の話し合い

作業のときは、 一人ひとりが 「指差し呼称」



④ 危険の「見える化」= 危険を周知する

- ◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することをいいます。 K Y 活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かって いれば、そこでは特に慎重に行動することができます。





⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順(マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この 内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて 職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣 などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

◆店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html

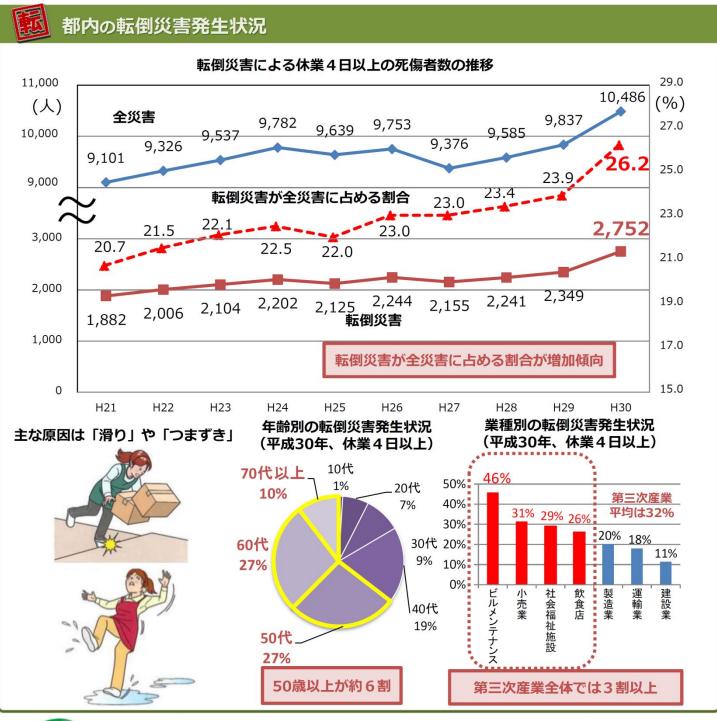
こちらも ご覧ください ●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生 検索 2

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局、 労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

職場の転倒災害を防ぎましょう! STOP!転倒災害プロジェクト実施中~

- 転倒災害は、労働災害全体の4分の1を占めており、増加傾向にあります。特に、被災者の約6割が50歳以上となっており、高齢になるほど転倒するリスクが上がります。
- ▶ 第三次産業全体では転倒災害が3割を超え、ビルメンテナンス業では4割を超えています。
- 職場における転倒災害を防止するため、裏面のチェックリストを活用した職場の点検や 動画を活用した教育を行い、職場環境の改善を図りましょう。



Safe work

東京 労働局 労働基準監督署

6月は、転倒災害防止の重点取組期間です!

(資料出所:労働者死傷病報告)



STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱(主唱:厚生労働省・中央労働災害防止協会)

(1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 6月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る 現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等に よる職場巡視、職場環境の改善や労働者の意 識啓発、防止対策の実施(定着)状況の確認
- ② 準備期間(冬季前)の実施事項
 - ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
 - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所 の事前確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継 ぎ目等の解消
- 4 s (整理、整頓、清掃、清潔)の徹底に よる床面の水濡れ、 油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

(3) 冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫? 転倒の危険をチェックしてみましょう

云倒り	後害防止のためのチェックシート	\checkmark
	チェック項目	
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	
3	安全に移動できるように十分な明るさ (照度) が 確保されていますか	
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ ちょうど良いサイズのものを選んでいますか	
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識など で注意喚起していますか	
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま 歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁 止していますか	
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	

動画で見られる資料「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を掲載しました

厚生労働省と労働災害防止団体は、休 業4日以上の死傷災害で最も件数が多い 「転倒災害」を減少させるため、上記に ある「STOP!転倒災害プロジェク ト」を推進しています。

また、厚生労働省の「**職場のあんぜん** サイト」には、皆様の安全活動をサポー トする転倒災害の防止に関連する様々な 情報を掲載しています。

転倒や腰痛は、日常的に起こり得る災 害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛 災害の防止を心がけられるよう、災害事 例、防止対策をまとめていますので、職 場での安全衛生教育などにお役立てくだ さい。

「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」



掲載先「職場のあんぜんサイト 転倒 視聴覚教材」で検索 アドレスは下記、QRコードは右

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai.html





東京労働局 ▶ 労働基進監督署

ST○P! 転倒災害

STOP! 転倒

プロジェクト

STOP! 転倒災害 プロジェクト

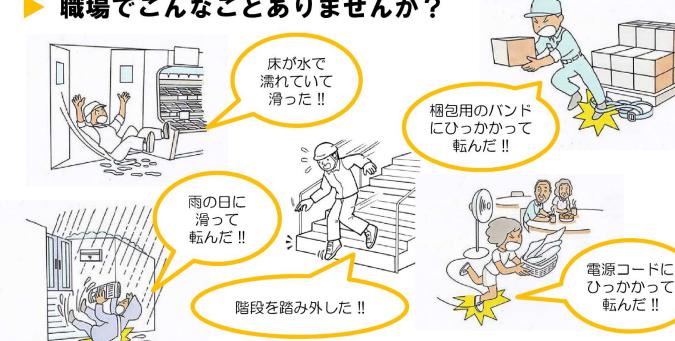
転倒災害について



I はじめに -①

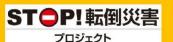
ST○P! 転倒災害 プロジェクト

職場でこんなことありませんか?



出典:職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

仕事中なら、これらは全て労働災害です!



厚生労働省では、「『見える』安全活動コンクール」を 実施しています。

企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するため の安全活動の創意工夫事例(見える化事例)を募集し、 公開していますので、参考にしてください。



Ⅳ 参考資料 - ②



(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、 滑りによる転倒災害を防止するための映像教材を作成し、 公開していますので、参考にしてください。







映像教材は↓から閲覧することができます。

http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_05.html

安衛研 転倒 検 素

職場での腰痛を予防しましょう!

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上の職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。 厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う 事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。 このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

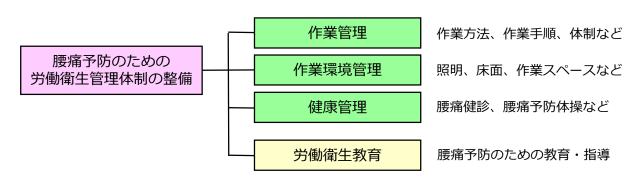
皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

■ 指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる 要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業 のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手 法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」し、実施結果を「評価(Check)」し、「見直し・改善(Act)」するという一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に取り組むことができます。



厚生労働省・都道戸県労働局・労働基準監督署

作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント[指針]

作業管理

■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

作業環境管理

■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

健康管理

■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

■腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

労働衛生教育のポイント [指針]

■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因(腰痛が発生している作業内容・環境、原因など)
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり(チェックリストの作成、活用方法など)
- ・腰痛発生要因の低減措置(発生要因の回避、軽減を図るための対策)
- ・腰痛予防体操(職場でできるストレッチの仕方など)

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、 組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、 合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを 実施する必要があります。

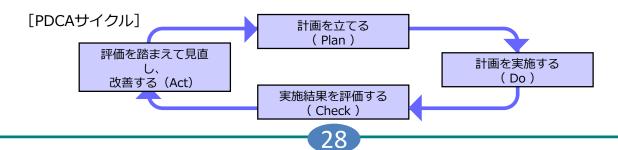
リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ(重大さ+可能性)を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。



■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる(Plan)」 \rightarrow 「計画を実施する(Do)」 \rightarrow 「実施結果を評価する(Check)」 \rightarrow 「評価を踏まえて見直し、改善する(Act)」という一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。



作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性(満18歳以上)は体重のおおむね40%、女性(満18歳以上)は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高 さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く 範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節(脊椎の根元にある関節)など に負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
 - ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生して いないか確認する体制を整備する。

5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベース サービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

■職場における腰痛予防対策指針



法令による重量物取扱い等

(労基法64条の3・女性則2条、年少則6条)

満18歳以上 女性 満16歳以上 満18歳未満 女性	断続:30kg 未続:20kg 未続:25kg 未続:15kg 未続:15kg	満16歳以上 満18歳未満 男性	断続:30kg 未満:20kg 未満
満16歳未満女性	断続:12kg 未満 継続:8kg 未満	満16歳未満男性	断続:15kg 未満 継続:10kg 未満

- 作業標準の作成:作業時間、作業量、 作業方法、姿勢・動作の注意、使用機 器の点検と使用方法、作業前の体操等 を示す。
- 持ちやすい形等:取っ手等の取り付け、重量表示等



社会福祉施設における

安全衛生対策

腰痛対策・KY活動



厚生労働省·都道府県労働局 労働基準監督署

腰痛対策

■ 第1 働く人の腰痛

1 腰痛とは

般に、腰痛には、ぎっくり腰 (腰椎ねん挫等)、椎体骨折、椎間板ヘル ニア、腰痛症等などがあります。腰痛は、単に腰部の痛みだけではなく、 臀部から大腿後面・外側面、さらには、膝関節を越えて、下腿の内側・外 側から足背部・足底部にわたり痛み、しびれ、つっぱりなどが広がるもの もあり、このパンフレットにおける腰痛とは、これら部位の痛みやしびれ などを含みます。



【災害性腰痛と非災害性腰痛】

火衛12版構化ニチン電12版構制 販備の発生に繋がった業務中のエピソードがはっきりしているものが災害性腰 で、そうでないものが非実害性腰箱です。 業務上疾病の腰箱のほとんどが災害性腰痛です。

2 腰痛発生に影響を与える要因

介護を行う人(介護者)の腰痛の発症・悪化・遷延化(症状が改善せず長引くこと)に関与す る要因には次のものがあります。職場で問題となる腰痛とこれら要因は単独で関係することはま れで、いくつかの要因が複合的に関与しています。

表1 腰痛発症・悪化・遷延化に関与する要因

<介護の対象となる人(対象者)の要因>

介助の程度(全面介助、部分介助、見守り)、日常生活動作(残存機能)、医療的ケア、意 思疎通、介助への協力度、認知症の状態、身長・体重など

<介護者個人の要因>

腰痛の有無、経験年数、健康状態、身長・体重、筋力など、家庭での育児・介護の負担

<福祉用具(機器や道具)の状況>

適切な機能を兼ね備えたものが必要な数量だけあるか

<作業姿勢・動作の要因>

移乗介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、清拭、食事介助、更衣介助、移 動介助等における抱上げ、不自然な姿勢(前かがみ、中腰、ひねり、反り等)及び不安定 な姿勢、これら姿勢の頻度、同一姿勢での作業時間など

<作業環境の要因>

10

Ⅲ 腰痛対策

温湿度、照明、床面、作業高、作業空間、物の配置、休憩室など

第3 施設別腰痛予防のポイント

高齢者介護施設における腰痛予防のポイント

・対象者の状態を(日常生活動作ADL、介助の程度などについての評価(アセスメント)シート) を活用して把握し、移乗、入浴、トイレなどの介助作業ごとに作業標準を作成(人の抱え上げは 行わず福祉用具を使用するなど)して、介護者が同じ方法・手順で作業できるよう教育すること。 ・作業標準は、対象者の状態が変わるたび、新しい福祉用具などを導入した場合に、適宜見直す こと。

1 移乗介助

移乗介助において、人の抱え上げや腰のひねり、前かがみ・ 中腰などの不自然な姿勢を行うと、腰部に強い負荷がかかり 腰痛となるリスクが大なので、そうした動作を避けます。

○見守りおよび部分的な介助が必要な場合

・利用者の残存能力を活かした介助方法を用いる。スライデ イングボードやスライデイングシートを活用。

○全面介助が必要な場合

• 一人で抱え上げない。複数での介助または福祉機器(リフ ト、スライディングシートなど)を活用。



2 入浴介助 入浴介助では、移乗の他に更衣の介助、身体を洗う、浴槽に誘導 する、お湯をかけるなど、あらゆる場面で頻繁に前かがみ、中腰、体 幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じます。

床面が滑りやすいと、転倒やバランスを崩しての急性腰痛発症 のリスクが高まります。

高温多湿下での作業なので疲労が萎積しやすいことや、作業衣 が濡れることによる足腰の冷えも、腰痛の発症に影響します。

- 移乗介助のときのポイントと基本は同じですが、入浴時は、移乗 介助のときと利用者の状態が異なる場合があることに留意する。
- 介助姿勢をより負担の小さいものに改善する。
- 特殊浴槽やリフトなどの活用
- 滑り止め対策(滑りにくい作業靴を履く、滑り止めマット)
- 水分補給をこまめに
- ・冷え対策(水気・汗を拭き取る、着替える、水をはじくエプロンを着用して作業など)
- 入浴介助を担当する回数や時間を調整する

24

保育施設における腰痛予防のポイント

保育施設における予防対策を考えるうえで、保育士と園児との身長差が大きく、保育士が中腰 姿勢や前傾・前かがみ姿勢をとりがちになることを考慮する必要があります。腰部に負担のかか らない正しい作業姿勢・動作の基本は次のとおりです。

①保育士が園児に近い位置で正対してしゃがみ、近づいて、前かがみ・ひねりなどを

②腰椎の生理的前弯を保持した姿勢 (パワーポジション) で作業することを習慣化す

③適宜、腰痛予防体操を行うなど

床の上に座って、または背もたれのない椅子に座って授乳をする ことは、腰部に強い負担をもたらします。

- ・肘掛・背もたれのある椅子・ソファーなどに座って授乳を行うよ うにしてください。
- この時、椅子の座面の高さが高すぎる・低すぎることのないよう、 保育士の体格に合わせて調整することが良いでしょう。



4 食事介助・指導

複数の闡見を同時に介助・指導すると、不自 然な姿勢(前かがみ、中腰、体幹のひねりなど) を伴うことが多くなります。

• 不自然な姿勢を取らなくても作業ができる よう、保育士・園児の座る位置や担当する園 児数を設定します。



5 沐浴・シャワー

立位・中腰で前かがみ姿勢になったり、濡れないよう に体から遠い位置で腕を伸ばして園児を抱えたりする ことによって、腰部に強い負担が生じます。

- 濡れてもよい服装で作業を行います。
- 沐浴では、浴槽の高さを調節し、保育士が前かがみ姿 勢のまま闡児の木浴を行うことのないようにしなけ ればなりません。
- 自立歩行が可能な闡児には、浴槽・シャワー室に自ら 入るよう促します。



Ⅲ 腰痛対策

事例⑤ 特殊浴槽(ミスト浴)の導入

障害児者の入浴では、四肢の変形が強かったり、医療的ケアを要 する場合もあるので、入浴介助に伴う移乗・移動や体を洗うときの 姿勢による負担が大きくなります。従来から特殊浴槽は導入されて いましたが、「中小企業労働環境向上助成金」を利用して、利用者 に快適で、職員の負担軽減に有効な特殊浴槽 (ミスト浴) を新たに 導入しました。職員が一人で作業することができます。



事例4 保育施設における腰痛予防対策の取り組み

取り組み内容

腰痛は保育施設で多発する職業病であり、腰痛のために就業が困難となる者も少なくありませ ん。A県の民間保育施設では、複数の施設が共同して、管理者(事業者·園長)、労働者(労働組合)、 外部の専門家 (大学の専門家 - 産業医学・体育、医療機関の整形外科医・理学療法士・作業療法士) からなる委員会を立ち上げ、以下のような取り組みを行ってきました。

(1)特殊健康診断と事後指導

外部の専門家の指導を得て、毎年、腰痛の早期発見・早期治療を目的とした特殊健康診断を実 施しています。必要に応じて、専門医が対応する職業病外来を紹介しています。

保育作業の動作解析・人間工学的測定、職場環境の測定等を行い、腰痛に関連する有害な労働 姿勢、身体負荷要因、心理的ストレスを明らかにしました。

(3)体力測定

保育士自身が、仕事の内容とともに、自分の体力についての客観的な情報を得ることが腰痛予 防のために不可欠です。この考えのもと、保育士の体力測定を実施しています。

(4) 専門家による指導

定期的に外部の専門家を講師に迎えて講座を開き、腰痛予防のための知識・技術の普及を行っ ています。

腰痛に関連する保育作業の改善例:人間工学的改善

(1) おむつ交換

おむつ交換台を使って作業を行うことにより、前傾姿勢を軽減することができます。次ページ の図は保育士が立位でおむつ交換ができるおむつ台です。園児をおむつ台の上に上げないといけ ないので、比較的体重の軽い月齢・年齢の乳児・幼児のおむつ交換に適しています。右の写真は、 床からの高さ約30cmの作業面を持ったおむつ交換台です。床上に園児を寝かせたときよりも、お むつ交換時の前かがみ姿勢が軽減できます。

酸化炭素中毒災害

飲食店、パン・菓子製造店等において、燃焼機器の不完全 燃焼等による一酸化炭素中毒が多く発生しています。

一酸化炭素は無色無臭であるため、ばく露しても気づかずに、頭 痛、吐き気、めまいなどを感じ、一酸化炭素中毒に気づいたときに は四肢が動かず逃げられないという事態も考えられる大変恐ろしい 疾病です。

近年では、飲食店等での中毒災害が多く発生しており、東京労働局管内に おいても、平成29年4月にパン製造店において8人(2件)が被災する重大 災害が発生しています。ガス燃焼機器等を使用している場合は、以下のチェ ック項目を参考に安全対策を徹底してください。

酸化炭素中毒を起こさないためにチェックしましょう

[換気設備・燃焼器具関係]

- □ 十分な能力の換気設備を設置していますか?
- □ 燃焼機器を使用する際には、必ず換気装置を稼働させていますか?
- □ ガスの燃焼、換気状況についての定期点検・補修を行っていますか?
- □ 給排気口に異物等は有りませんか?

「警報装置関係」

- □ 一酸化炭素の警報装置(CO 警報センサー)を設置していますか?
 - 警報装置が作動した場合は、状況に応じて、ガス燃焼機器の使用の停止、換気又は適切な避 難措置等を行ってください。
- □ 燃焼器具に不完全燃焼警報装置機能が付いていますか?

[管理面関係]

- □ 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルを整備していますか?
 - ず ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備について の定期点検、一酸化炭素警報装置作動時の対応等マニュアルを作成・整備し、関係労働者へ周 知と遵守を徹底してください。
- □ 労働者に対し、十分な安全衛生教育を行っていますか?
 - ☞ 燃焼器具を使用する際には、換気設備の稼働を確認するようにしましょう。
 - 場 異常に気づいた時にはすぐに作業を中止しましょう。
- □ ガス燃焼機器を使用している室内の給気は十分行われていますか?
- * 裏面の、東京労働局管内で発生した飲食店等における一酸化炭素災害発生事例を御参照ください。
- *全国における一酸化炭素中毒事例及び原因は、厚生労働省ホームページ(職場のあんぜんサイト)で閲覧できます。

職場のあんぜんサイト



▲ 東京労働局健康課・労働基準監督署 Safework



労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条1項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条2項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条3項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令19条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の2、規則40条の2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の2 メンタルヘルス
		かかる教育も

*事業者が行う特別教育について

れずに!

- ①特別教育の細目は、厚生労働大臣が定める「安全衛生特別教育規程」(改正 厚生労働省告示第 363号)に基づいて実施すること(労働安全衛生規則第39条)。
- ②特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存すること(労働安全衛生規則第38条)。

労働安全衛生法では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については、一定の資格(免許を受けた者や技能講習を修了した者)を有するものでなければ就業させてはならないことになっています(安全衛生法第61条第1項)。

*就業制限に係る業務は労働安全衛生法施行令第20条に定められています。

安全作業マニュアルの遵守状況の確認などについて

〇 基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより死亡 に至った災害が散見されます。

災害事例	基本的な安全管理の取組
配達先のスーパーマーケットで、荷受け口付近にトラックを止め、荷台に乗って荷おろし作業を行っていたところ、勾配によりトラックが後方に動き出したため、トラックの後方から制止しようとしたが、トラックに轢かれたもの。	パーキングブレーキの使用等の 逸走防止措置を講じること。
加工機のシリンダーロールを停止せずに、シリンダーロールの表面の調整を行おうとしたところ、シリンダーロールとゴムロールの間に腕を巻き込まれたもの。	調整作業の際に、シリンダー ロールを停止させること。



- 各事業場で整備している安全作業マニュアルについて、労働者への教育や、 掲示等による見える化、朝礼・ミーティング、安全パトロールなどを通じ て、労働者への周知をお願いします。
- 安全作業マニュアルの遵守状況の確認をお願いします。

安全衛生教育

- 労働安全衛生規則 (雇入れ時等の教育) 第三十五条
- 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、今第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。
 - 一. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 二. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 三. 作業手順に関すること。
 - 四. 作業開始時の点検に関すること。
 - 五. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - 六. 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
 - 七. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
 - 八. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又 は衛生のために必要な事項
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し 十分な知識及び技能を有していると認められる労働者につい ては、当該事項についての教育を省略することができる。

安衛令 第二条	
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
第2号	製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、 通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小 売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、 自動車整備業及び機械修理業
第3号	その他の業種 35

高齢者介護施設における 雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット



本パンフレットは、高齢者介護施設において、介護業務に従事する介護労働者の安全と健康を守るために 必要な対策をまとめています。介護労働者を雇い入れた時の労働安全衛生教育の資料としてご活用いただき、 労働災害が起きないように対策に取り組んでください。

介護労働者の安全と健康を守る職場を作ることは、質の高い介護サービスの提 利用者の安全につながります。

中央労働災害防止協会

② 「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢を取ら

介助作業時には、「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの体に負担となる 2 うにします。これは、福祉用具を使用している時も同様です。

具体的に、不自然な姿勢を取らないようにするには、(ア) 体を利用者(

低いところでの作業は膝を着く、(ウ) 正面を向いて作業をする、(エ) ベッドの高さを調節するなど の対策が必要です。

なお、どうしても不自然な姿勢をとらざるを得ない場合には、できるだけその回数や時間を短くするようにします。



体を利用者に近づけて作業

低いところでの作業は膝を着く



(2) 介助作業ごとの対策

① 移乗介助

- 利用者の残存機能を確認し、その機能に合った介助方法を考えます。その際、スライディングボード、スライディングシート、リフトなどの福祉用具の使用を考えます。
- ・ 福祉用具の使用の有無にかかわらず、介護労働者は不自然な姿勢を取らないようにします。
- 利用者との体格差が大きい場合やのけぞりなどの急な反応のある利用者に対しては、複数人で 介助します。また、この情報をあらかじめ介護労働者間で共有するようにします。

1 介助に伴う「腰痛」・「転倒」

介護労働者の主な労働災害としては、介助に伴う「腰痛」や「転倒」があげられることから、 以下の対策を行っていくことが必要です。



社会福祉施設での休業4日以上の死傷者数(平成27年 厚生労働省)

(1) 基本的な対策

① 人力での抱え上げは行わず、利用者の残存機能を活用する

介助作業では、原則として、人力での抱え上げは行わないこととし、まずは、利用者の残存機能を 活かすことを考えます。残存機能の不足部分については、福祉用具を積極的に使用します。

その際、(ア) 自力で立ち上がることはできないものの立位保持ができる利用者には、スタンディングマシーンや取っ手付きベルトを使用します。(イ) 座位保持ができる利用者には、スライディングボードやスライディングシートを使用します。(ウ) 抱え上げなければ移乗介助できない利用者には、リフトや特殊治槽などを使用します (イラストの左上の「O」は「よい例(推奨)」、「×」は「悪い例(推奨しない)」を表しています。)。









2

がり介助・起き上がり介助

の立ち上がりが可能な利用者>

りや椅子の肘掛けを利用して、利用者 のペースで立ち上がらせます。

 利用者には介助ベルトを装着してもらい、 介護労働者が利用者の腰の部分を引き上げて、 立ち上がりを介助します。



<自力での立ち上がりができない利用者>

介護労働者が力任せに抱え上げるのではなく、リフトやスタンディングマシーンを使用します。



③ 座り直し・ベッド上の移動

- 座り直しの必要がないように、利用者を車椅子の座面の奥に正しく座らせるようにします。
 それでも座り直しが必要な場合は、利用者を上方に抱え上げるのではなく、介護労働者が前方から片側ずつ利用者の膝を押して調整します。
- ・ また、車椅子の背もたれ部分にスライディングシートを入れて、車椅子を後方に傾けながら利 用者を深く座らせる方法も有用です。



ベッド上での移動はスライディングシートを使用します。





文字サイズの変更 標準 大 特大 Q 調べたい語句を入力してください

分検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 3 国民参加の場

マ別に探す

報道·広報

政策について

厚生労働省について

統計情報·白書

所管の法令等

申請·募集·情報公開

ホーム>政第こついて>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係ノーフレット等一覧>未熟練労働者に対する安全衛生 教育マニュアル

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

本マニュアルは、経験年数の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低いため、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況を鑑み、特に製造業、陸上貨物運送 事業、商業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう、作成されたものです。

製造業向け

【日本語】

- 動造業向けマニュアル [6,118kB]
- 日本語教材 [3,716KB]
- 説明用動画 [756KB]

【外国語】

- 動 英語 [2,200KB]
- ⑩ 中国語 [1,500KB]
- 動 ポルトガル語 [1,420kB]

(注)外国語教材については、編集作業における事情のため、PDFファイルによる公開のみとさせていただきます。 ご理解の程よろしくお願いします

陸上貨物運送事業向け

【日本語】

- <u>陸上貨物運送事業向けマニュアル</u> [21,889₭B]
- 日本語教材 [4,299KB]

商業向け

【日本語】

- 面業向けマニュアル [18,041KB]
- 日本語教材 [2,445KB]

照会先:労働基準局安全衛生部安全課

物流・サービス産業・マネジメント班(内線5488)





PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてくだ さい。

ホーム〉政領にフルイン分野別の政策一覧〉雇用・労働ン労働基準ン安全・衛生ン安全衛生関係ノーフェット等一覧ン未熟練労働者に対する安全衛生 教育マニュアル



西 ページの先頭へ戻る

リンク・著作権等について個人情報保護方針所存地案内他府省、地方支分部局へのリンク ● アクセンビリティこついて ● サイトの使い方(ヘルブ) ● RSSについて



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表) Copyright @ Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト

東京労働局のホームページからダウンロードできます



安全に働くための基本

建設業 英語、ボルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work



東京労働局

- ■対象の影響はけがのもと、ボタンをかけて、報行を締める。 Prukuso no midare na kega no moto botan o kakete dobepuchi
- Loose clothes can cause an injury; faster every button and our. entoupa vestida com dessexo à causa de acidente. Abotoe Completamente a roupa; feche bem os punhos das mangas.



(v5·6+39n)。 流的5n次逐渐疾者被留台上。 Subsu kara mi o memore, Kimerareta hogogu o

form danger and hazardous substance; put on the equipment as instructed, substâncias nocivas e perigosas, Utilize roteção especificados.



- ■登場 結集はおおけがご被害、智能を確認、多すのを持て、
- Trugraku. Tenraku wa dkaga ni chokketsu, Kaidan dewa ment can lead to a serious injury; watch your step and hold the
- Quedas podem causar ferimentos graves. Caminha com cu
- e segure-se no corrimão ao subir ou descer escadas.



- ●第四段第、後記、第二世代上後面、前方、登 ■ Yuka na cersa, zanzai, mizukobore ni kakunin semagara hokō seyo.
- Beware of the floor with uneversion, spilled water; watch your forward a Cuidado com diferença de niveis f agua derramada no chão. Evite (observands objetos à sua trent.

戦场内の厄映への 対処の基本

英語、ボルトガル語版

- Shokubanai no kiken eno taisho no kihon Basic against hazards at work
- Medidas para Prevenção de acidentes no trabalho



東京労働局

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例·統計情報

窓口室内

労働局について

・4 > ニュース&トビックス > 労働基準監督署からのお知らせ(監督署の一覧) > 青梅労働基準監督署からのお知らせ > 青梅労働基準監督署からのお知らせ

ニュース & トピックス

報道発表資料

▶ トピックス

青梅労働基準監督署からのお知らせ

青梅署のとりくみ

外国語標識例(5か国語:建災防統一標識) クリック! (2MB:PDFファイル) **四**

立入禁止



Do Not Enter 禁止入内 CÁM VÀO Dilarang! Masuk BAWAL PUMASOK

禁煙



No Smoking 禁止吸烟 CÂM HÚT THUỐC Dilarang! Merokok BAWAL MANIGARILYO

頭上注意



Watch Your Head 当心头顶 CHÚ Ý TRÊN ĐẦU Awas! Bagian Atas Kepala INGATAN ANG ULO!

開口部注意



Danger: Opening in Floor 当心开口处 CHÚ Ý LỖ MỞ Awas! Ada Lubang MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG

安全带使用



Wear Safety Belt 必须系安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Gunakan Sabuk Pengaman MAGSUOT NG SINTURONG

保護帽着用



Wear Helmet 必须戴安全帽 ĐÔI MŨ BẢO HÔ Gunakan Topi Pelindung MAGSUOT NG HELMET

。渋谷労働基準監督署から

/tokyo-roudoukyoku/roudoukyoku.html

無料

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

*有料となる 場合もあります

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当 者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や そこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行ってい ます。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理 (メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選 任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。





職場のあんぜんサイ



働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動 働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント 実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

厚生労働省のロゴ及びシンボル マークを不正使用したホームペー ジに御注意ください。



法令・通達を ご覧になれます。



労働災害統計

- 労働災害発生速報。
- 🛂 労働災害統計
- 🛂 労働災害原因要素の分析
- 労働災害動向調査 (度数率 強度率)

災害事例

- 🔁 労働災害事例
- 🛂 死亡災害チータベース
- 🛂 労働災害(死傷)チータベース
- 🛂 ヒヤサ ハ・木事例
- 🛂 機械災害チータベース

A.

セミナー・講習会のご案内



応募の受付は終了いたしました。投票開始は11月1日です。

和元年度「見える」安全活動コンクールを開催します。

交通労働災害の現状と防止対策

※交通労働災害防止のためのガイドラインが改正されました

STOP!

転倒災害プロジェクト

働く人に安全で安心な店舗・施設つくり推進運動

安全衛生優良企業公表制度

第13次 労働災害防止計画



機能安全による機械等の安全確保 🖸



あんぜん プロジェクト

教材・資料

家内労働者が安全で健康に働くための



お知らせ

→ 一覧はこちら

10月7日 🎤 【メンテナンスのお知らせ】

10月16日(水)19:00~24:00の間、メンテナンスのためHPへのアクセスができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

9月26日 ▶ GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報を更新しました。

9月12日 ▶ 労働災害発生連報を更新しました。

9月6日 「メンテナンスのお知らせ」

職場のあんぜんサイト

検索



独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

交通アクセス サイトマップ English

文字サイズ 小中大

サイト内検索 サイト内検索

ホーム HOME

□ 知的財産権

JNIOSHについて 組織情報

研究グループ 研究活動の紹介 刊行物•報告書等 研究成果一覧

広報・イベント情報

調達情報 イベント・共同研究・施設貸与等入札公告・契約締結状況等

採用情報 研究員·臨時職員等

ホーム>刊行物・報告書等>報告書・リーフレット等> 【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう



【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

第12次労働災害防止計画(平成25年度-29年度)において、小売業では転倒災害の割合が34%と高く(全業種では約20%)、個人の行 動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要であると指摘されています。このような実態を踏まえ、当研究所では平成25年度に開始 したプロジェクト研究「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」のサブテーマ「小売業における 転倒災害防止支援策の検討と普及」において、小売業の中でも店舗の規模によらず施設形態が類似しているスーパーマーケットに焦点 を当て、転倒災害防止に向けた対策ツールの検討を進めてきました。

スーパーマーケットの特徴として営業時間が長く、基本的に従業員全員が集まる機会がなく、非正規従業員 (パート、アルバイト等)に依存していること等が知られています。そのため、きめ細やかな安全衛生教育を実施するのが困難な状況にあります。そこで前 述の研究成果として、動画を見るだけで滑りによる転倒災害の防止に必要な情報を効果的に得ることができる映像教材を作成しまし た。本映像教材は3編から構成されています。スーパーマーケット等の小売店をターケットにした内容となっていますが、どなたがご 覧になっても滑りによる転倒災害防止に必要な知識を分かりやすく学ぶことができる内容に仕上げました。各動画をクリックするとご 覧いただけますのでご活用ください。

<注意>

本映像教材ファイルを社内ネットワークに保存してご使用したい等をご希望される場合は、所定の申請書をお送りしますので、以下の 連絡先までお問い合わせください。

申請が受理されると、使用許可書をお送りします。

<連絡先>

リスク管理研究センター 大西 あて

aohnish(at)s.jniosh.go.jp

※(at)は半角のアットマークに置き換えてお送りください。

【※動画のリンク先は、外部サイト(YouTube)になります。】

• 導入編 滑りにくい作業環境を作りましょう





対策編① 滑りにくい床にしましょう



エイジアクション100

~ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の 安全と健康確保のための職場改善に向けて ~



職場における腰痛予防対策 - 中央労働災害防止協会



リスクアセスメント等関連資料・ 教材一覧



リスクアセスメントを実施するための規程(例)



厚生労働省

「STOP!転倒災害プロジェクト」



交通労働災害を防止するために



リスクアセスメントの実施支援 システム



機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう





12

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

「産業保健総合支援センター(産保センター)」では、 職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支 援」などの産業保健活動を支援するため、企業への 訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、 その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師に よる健康相談などを提供しています。



http://www.johas.go.jp/shisetsu /tabid/578/Default.aspx



産業保健総合支援センター



ストレスチェックの実施や職場環境の 改善、心の健康づくり計画の作成、小 規模事業場の産業医活動などに対して、 事業主に費用の助成を行っています。



【労働者健康安全機構】 0570-783046



https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1253/Default.aspx

産業保健関係助成金



<u>治療と仕事の両立支援対策</u>

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲 載しています。また、都道府県ごとに両立支援 チームを設置し、地域の取組を推進しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/0000115267.html



治療と仕事の両立



両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を 創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を 支援しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisak unitsuite/bunya/0000162833.html



治療と仕事の両立支援 助成金



腰痛予防対策

腰痛予防対策講習会の案内のほか、腰痛予防に関す る通達、パンフレット等を掲載しています。



https://www.mhlw.go.jp/st f/seisakunitsuite/bunya/koy ou_roudou/roudoukijun/an zen/anzeneisei02.html



職場における労働衛生対策



メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する指針、通達、マニュアル等 を掲載しているほか、「ストレスチェック実施プロ (無料) がダウンロードできます。 グラムI



http://www.mhlw.go.jp/bunya/r oudoukijun/anzeneisei12/



メンタルヘルス対策・過重労働対策



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころ の耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置して いるほか、企業の取組事例など、職場におけるメン タルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。



サイト

https://kokoro.mhlw.go.jp/



こころの耳



化学物質管理

「**ラベルでアクション**」をキャッチフレー ズに、リスクアセスメントを着実に実施し ていただくため、化学物質を取り扱う事業 場で役立つ情報を掲載しています。



サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/a nzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質



受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を 支援するために、喫煙室の設置に必要な 経費の助成などの支援事業を行っていま す。



http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen /kitsuen/index.html



職場 受動喫煙



働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を 選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的 に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様 で柔軟な働き方の実現等のための措置を講じます。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000148322.html



働き方改革





Q検索

Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す

報道・広報 政策について 厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > <u>政策について</u> > <u>分野別の政策一覧</u> > 雇用・労働 > 労働政策全般 > <u>「働き方改革」の実現に向けて</u> > 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法 律」について

「働き方改革を推進するための関係 雇用・労働 法律の整備に関する法律」について

□ 涌達

文法律・政令・省令、告示、公示の条文等

□ 様式

各種リーフレット

働き方改革

【パンフレット】

- ▶ [動き方改革~一億総活躍社会の実現に向けて] □ (2019/1掲載)[3,945KB]
- ▶ m 「『働き方』が変わります!!」 □ (2019/1掲載)[948KB]

時間外労働の上限規制

【パンフレット】

- ▶ For 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説 □ (2018/12掲載)[3,365KB] 【リーフレット】
- ▶ 🚾 <u>3.6協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針について</u> 🖂 (2018/9 [680KB]
- ▶ por 3 6 協定記載例 (一般条項) □ (2018/9掲載)[1,032KB]
- ▶ pp 3 6 協定記載例(特別条項)□ (2018/9掲載)[1,368KB]

▶ <u>福祉・介護</u>

政策について

分野別の政策一覧

▶ 健康・医療

子ども・子育て

安衛法の改正点

- "労働時間の状況" **(1)** の把握が必要となります
- (2) 労働者の面接指導の要件等が変わります
- (3) 産業医・産業保健機能が強化されます
- **(4)** 法令等の周知の方法が追加されます
- 心身の状態に関する情報(要配慮個人情 **(5)** 報)の取扱規程の作成について示されま した



安全衛生関係リーフレット







検索

事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたもの

事業者が、安衛法に基づき実施する健康診断等の「健康確保措置」や「ストレスチェック等の情報」につい ては、そのほとんどが個人情報保護法に規定する「要配慮個人情報」に該当する情報である。

事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程(以下「取扱規程」) を策定すること(策定したときは下記※により周知すること)

事業者

※ 規程等により定め、当該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え 付ける、イントラネットに掲載を行う等の方法により周知すること。

委員会

事業場ごとに衛生委員会又は安 全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)を 活用して労使関与の下で、その内容を検討して定めること。

「取扱規程」を策定するにあたっては、「労働 者の心身の状態に関する情報の適正な取 扱いのために事業者が講ずべき措置に関す る指針」を参考に、下記の表の事項にかかる 取扱を定める規程を作成すること。





【抜粋】

⑤労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針

心身の状態の情報の分類

① 労働安全衛生法令に基づき事業 (a)健康診断の受診・未受診の情報 を履行 するために、事業者が必 ず取り扱わなければならない心身 の状態の情報

左欄の分類に該当する心身の状態の情報の例

- 者が直接取り扱うこととされており、(b)長時間労働者による面接指導の申出の有無
- 労働安全衛生法令に定める義務 (c)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者によ る面接指導の申出の有無
 - (d)健康診断の事後措置について医師から聴取した意見
 - (e) 長時間労働者に対する面接指導の事後措置について 医師から聴取した意見
 - (f)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対 する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見

心身の状態の情報の取扱いの原則

全ての情報をその取扱いの目的の達成に必要な 範囲を踏まえて、事業者等が取り扱う必要がある。 ただし、それらに付随する健康診断の結果等の 心身の状態の情報については、②の取扱いの原 則に従って取り扱う必要がある。

- ② 労働安全衛生法令に基づき事業 者が労働者本人の同意を得ずに 収集すること が可能であるが、事 業場ごとの取扱規程により事業者 等の内部における適正な取扱い を定めて運用することが適当であ る心身の状態の情報
- (a)健康診断の結果(法定の項目)
 - (b)健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものに に必要な範囲を踏まえて、取り扱うことが適切で 限る。)
 - (c)長時間労働者に対する面接指導の結果
 - (d)ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対 する面接指導の結果

事業者等は、当該情報の取扱いの目的の達成 ある。そのため、事業場の状況に応じて、・情報 を取り扱う者を制限する・情報を加工する等、事 業者等の内部における適切な取扱いを取扱規程 に定め、また、当該取扱いの目的及び方法等に ついて労働者が十分に認識できるよう、丁寧な説 明を行う等の当該取扱いに対する労働者の納得 性を高める措置を講じた上で、取扱規程を運用 する必要がある。

- ③ 労働安全衛生法令において事業 (a)健康診断の結果(法定外項目) 者が直接取り扱うことについて規 定されていないため、あらかじめ 労働者本人の同意を得ることが (d)健康診断の精密検査の結果 必要であ り、事業場ごと の取扱 (e)健康相談の結果 規程により事業者等の内部にお (f)がん検診の結果 態の情報

 - (b)保健指導の結果
 - (c)健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものを除く。)

 - ける適正 な取扱いを定めて運用 (g)職場復帰のための面接指導の結果
 - すること が必要である心身の状 (h)治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
 - (i) 通院状況等疾病管理のための情報

個人情報の保護に関する法律に基づく適切な取 扱いを確保するため、事業場ごとの取扱規程に 則った対応を講じる必要がある。

「情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン」を策定しました

(令和元年7月12日付け基発0712第3号)

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う 労働者の健康を守るためのガイドラインです。

情報機器作業による労働者の心身の負担を軽くし、支障なく働けるようにするため、事業者が講ずべき措置をまとめています。

ガイドラインの枠組み

○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。 (例:ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方)

○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。

(例:一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢)

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るための措置について説明しています。

(例:健康診断、職場体操)

○労働衛生教育

上記の対策の目的や方法について、作業者や管理者に理解してもらうための 教育について説明しています。

ポイント: 近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。 作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。



ここからダウンロードできます



「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(旧)からの変更内容

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」は廃止しました。

- ・「VDT」から「情報機器」へ名称の変更
- ・技術革新への対応として、タブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し
- ・情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直し

作業区分の変更内容(概要)

ıΠ	1						
旧		VDT作業時間	作業の種類	作業環境管理	作業管理		健康管理
	A	1日4時間以上	単純入力型、 拘束型	照明・採光 グレアの防止 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1,2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業休止 *作業区分Aは「設定」、作業区分Bは 「指導」 *作業区分Aは、1日の連続作業時間への配慮	VDT機器の選択 機器や姿勢の調整	健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨業区分Bは、筋骨格系検査については医師の判断による
	В	1日2時間~4時 間	単純入力型、 拘束型、				
		1日4時間以上	対話型、技術型、監視 型、その他の型				
ľ	С	1日2時間未満	単純入力型、 拘束型	必要に応じ上記に	自覚症状を訴える者の み上記の検査を行う		
ı		1日4時間未満	対話型、技術型、監視 型、その他の型				

新		作業区分の定義	作業環境管理	作業管理		健康管理
る	東性のあ 作業 注1)	1日に4時間以上情報機器作業を 行う者であって次のいずれか: ・常時ディスプレイを注視、 または入力装置を操作 ・休憩や作業姿勢の変更に制約	照明・採光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1,2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業 休止 *「拘束性のある作業」は、1日の連 続作業時間への配慮	機器や姿勢の調整	健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査
	れ以外 注2)	上記以外の情報機器作業対象者				自覚症状を訴える者 のみ上記の検査を行 う

注1:作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの(全ての者が健診対象)

注2:上記以外のもの(自覚症状を訴える者のみ健診対象)

職場における 受動喫煙防止対策

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されます。

本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。



2019年			2020年			
	7月	9月(ラグビーW杯)	4.	月	7月(東京オリバラ)	
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務) 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙						
				4/1	全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	

■標識イメージ





■標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。

■運用に当<mark>たって守らなければいけないこと</mark>

- ・20 歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。
- ■喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる 標識を掲示すること
 - ・専ら喫煙をすることができる場所である旨
 - ・20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること



青梅署STOP!転倒災害プロジェクト

転倒災害見える化事例 慕集中

優秀事例は 監督署長より 表彰します

青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集要領

○ 趣旨

「青梅署STOP!転倒災害プロジェクト」の取組の一貫として、転倒災害に係る見 える化事例を募集し、青梅労働基準監督署管内における「転倒災害防止」及び「安全の 見える化」の一層の推進を図るため、「転倒災害見える化事例」を広く募集するととも に優秀な事例を表彰、公表することにより、事業場の労使の安全気運の向上を図ること とする。

○ 実施体制

青梅労働基準監督署及び公益財団法人東京労働基準協会連合会青梅労働基準協会支部 (以下、「(公社)東基連 青梅支部」という。)の共催により実施することとする。

○ 実施のスケジュール

- (1) 募集期間 令和元年5月~令和元年11月
- (2) 選考委員会 令和元年11月
- 令和元年12月6日(西多摩地区安全衛生大会) (3) 表彰式

○ 応募の資格

- ・応募資格は特に定めないものとし、ホームページ等を通じ広く募集をする。
- ・応募方法は、別添応募用紙により、電子メール等で受付を行う。

○ 表彰について

青梅労働基準監督署長、(公社) 東基連 青梅支部事務局長等の構成員からなる選考委 員会を開催し、委員の合議により「青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見え る化賞」」として、優秀な事例を選考し、令和元年12月6日に開催する西多摩地区安全 衛生大会の「安全衛生表彰式」において表彰状及び記念品を贈呈する。

○ 応募事例の取扱について

応募いただいた事例については、上記「青梅労働基準監督署からのお知らせ」への掲 載、(公社)東基連 青梅支部広報誌への掲載、その他各種広報、講習会等での事例紹介、 事例集の作成等に使用させていただきます。

応募先・問い合わせ先

問い合わせ先 青梅労働基準監督署 TEL 0428-28-0331 問い合わせ先 (公社) 東基連 青梅支部 TEL 0428-24-8917



(公社) 東基連 青梅支部 応募先

電子メールアドレス<u>umekikyo@t-net.ne.jp</u> FAX 0428-24-8939

※ 応募フォームは東京労働局ホームページ内「青梅労働基準監督署からのお知らせ」 内にありますのでダウンロードしてお使い下さい。







青梅労働基準監督署

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」